



地域別最低賃金引き上げの目安額を示す都道府県別のランク分けを変更 ～区分けを減らし、最賃の地域間格差の縮小につなげる～

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が4月6日に開催され、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について了承した。

地域別最低賃金引き上げの目安を示す区分（ランク）を4つから3つに減らすと決めた。現行方式になった1978年度以来、初めての見直しになる。区分を減らして地域間格差を是正し、日本全体の賃金の底上げにつなげることを目指す。中央最低賃金審議会において毎夏地域別最低賃金の引き上げ目安額を決め、その目安を踏まえて各都道府県最賃賃金審議会において地域別最低賃金が審議されるが、今夏に示される2023年度の目安から3区分制に切り替わる。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告のポイント(太字が今般の主な見直し内容)

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方	
(1) あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、 <u>引き続き労使で議論を続けることが適当</u> であるとの結論に至った。
(2) 政府方針への配慮の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、 <u>最賃法に基づく3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力)のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要</u> 。
(3) 議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 <u>公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当</u> との結論に至った。
2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項	
(1) 目安の位置付け	目安は、 <u>地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではない</u> ことを改めて確認した。
(2) ランク制度の在り方(ランク区分の見直しを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数(※)の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、<u>ランク数は4から3に見直す</u>。 ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、 <ul style="list-style-type: none"> ・3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、<u>Aランクの地域は現行のAランクと同じとし</u>、 ・ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、<u>Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする</u>等の考え方を総合的に勘案し決定。

(3) 発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料	
技術的な見直しを行った。	
4. 今後の見直しについて	
概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度(2028年度)を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。	

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)	ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%	A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%	B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.3%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%	C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道県)	21%
			D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

※ 平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出

今年の審議会は6月から開催される見込みである。UAゼンセンは審議会メンバーとして参加しており、連合と連携し主体的に取り組んでいく。

なお、4月11日の加藤厚生労働大臣記者会見において、「今年は全国加重平均1,000円を達成する」ことなど、以下の発言があった(一部略)。

「総理からも先日開催された政労使の意見交換の場において、地域間格差の是正を図るため地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げることも必要と発言されました。地域間格差の縮小は非常に重要であります。また全員協議会の報告では、データの状況次第では下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認したとされているところであります。今後目安額自体は審議会において議論されていくわけではありますが、そうした考え方そして今回の4ランクが3ランクになったことが今後の地域間格差の縮小に繋がっていくことを期待していきたいと考えております。

最低賃金については政労使の意見交換の場において総理が発言されたように、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含め、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと御議論いただきたいというところであります。そして更に1,000円達成後の最低賃金引上げの方針については夏以降議論を行っていきたいと言われているところでございます。そうした方向に沿って対応していきたいと考えています。」

※中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告全文は下記参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001086133.pdf>

(労働条件局 三ッ木)